

## 保険法における遡及保険規整の構造

### —「不当な利得」の有無という判断基準について—

東京海上日動火災 吉澤卓哉

新しく制定された保険法は、改正前商法の保険契約法の遡及保険規整を一新した。改正前商法では主観的確定があると一律に無効だったが、保険法では、一定の場合を除き、遡及保険は有効となった。ここで、無効となる一定の場合とは、保険給付を受けることや保険料を取得することが「不当な利得」となる場合だとされている。本発表は、遡及保険規整の法的構造を理解するうえで、「不当な利得」という判断基準の適否を検証するものである。まずは網羅的な分類を行ったうえで（表 1～表 3）、「不当な利得」の有無で個々の規整内容がうまく説明できるかどうかを検討した。

その結果、第 1 に、保険法の遡及保険規整は「不当な利得」の有無で大半は説明できるが、説明できない類型も若干存在することが判明した。具体的には、「不当な利得」が生じないにもかかわらず無効となる類型（表 2 の B1 類型における申込・承諾間の遡及部分）と、逆に、「不当な利得」が生じるにもかかわらず有効となる類型（表 2 の C3・C4 両類型の一部と表 3 の C4 類型の一部における申込・承諾間の遡及部分と、表 2 の C4 類型の一部における申込前の遡及部分）である。

第 2 に、「不当な利得」が生じない類型については、経済的に主観的不確定である場合もあれば、経済的に主観的不確定でない場合もあることが明らかになった。大半は経済的な主観的不確定を充足しているので、実はもともと経済的には有効な保険であったことになるが、経済的な主観的不確定を充足していないにもかかわらず、実際に「不当な利得」が生じ得ないがために保険法では有効な「保険契約」として取り扱うことになった類型もある（表 1 の A・D 類型）。

表 1: 保険事故等の発生・不発生および確定主体による遡及保険の分類

		保険事故等の発生確定 (保険事故等発生済み)		保険事故等の不発生確定	
		【A】 保険者の 主観的確定	【B】 保険契約者等の 主観的確定	【C】 保険者の 主観的確定	【D】 保険契約者等の 主観的確定
参考:改正前商法642条		無効	無効	無効	無効
保険法	5条等1項	反対解釈で有効	・一部類型が無効 ・他類型は反対解釈で有効	NA	NA
	5条等2項	NA	NA	・一部類型が無効 ・他類型は反対解釈で有効	反対解釈で有効

(筆者作成)

表2: 不当利得が生じ得る遡及保険(表1のB・C類型)のうち、申込前にまで遡及する遡及保険における主観的確定の基準時と契約の有効性

	主観的確定の類型		類型	申込者と承諾者		主観的確定の基準時		遡及部分の効果	
	確定対象事由	確定主体		申込者	承諾者	申込時(*1)	承諾時(*2)	～申込	申込～承諾
B 類型	遡及部分(承諾前)における保険事故等の発生確定	保険契約者等	B1	保険契約者	保険者	了知	—	無効 5条等1項 [3(2)①]	無効 5条等1項 [3(2)②(b)]
			B2			不知	—	有効 [3(1)]	有効 [3(1)]
			B3	保険者	保険契約者	—	了知	無効 5条等1項 [4(1)]	無効 5条等1項 [4(1)]
			B4			—	不知	有効 [4(1)]	有効 [4(1)]
C 類型	遡及部分(承諾前)における保険事故等の不発生確定	保険者	C1	保険者	保険契約者	了知	—	無効 5条等2項 [3(2)①]	有効 [3(2)②(a)]
			C2			不知	—	有効 [3(1)]	有効 [3(1)]
			C3	保険契約者	保険者	了知	—	無効 5条等2項 [4(2)]	有効 [4(2)①]
			C4			不知	—	有効 [4(2)②]	有効 [4(2)①]

(\*1)申込前の事象が主観的確定の判断の対象となる。(\*2)承諾前の事象が主観的確定の判断の対象となる。

表3: 不当利得が生じ得る遡及保険(表1のB・C類型)のうち、申込・承諾間にしか遡及しない遡及保険における主観的確定の基準時と契約の有効性

	主観的確定の類型		類型	申込者と承諾者		主観的確定の基準時		遡及部分の効果	
	確定対象事由	確定主体		申込者	承諾者	申込時	承諾時(*3)	～申込	申込～承諾
B 類型	遡及部分(申込・承諾間)における保険事故等の発生確定	保険契約者等	B1	保険契約者	保険者	NA	—	NA	NA
			B2			不知			有効 (承諾前死亡) [3(1)]
			B3	保険者	保険契約者	—	了知		無効 5条等1項 [3(1)]
			B4			—	不知		有効 [4(1)]
C 類型	遡及部分(申込・承諾間)における保険事故等の不発生確定	保険者	C1	保険者	保険契約者	NA	—	NA	NA
			C2			不知			有効 [3(1)]
			C3	保険契約者	保険者	NA	—		NA
			C4			不知			有効 [4(2)①]

(\*3)申込・承諾間の事象が主観的確定の判断の対象となる。

表2・表3とも筆者作成。網掛けのセルは主観的確定が全く存在しないもの。